

## 理事長選考等に関する規程（骨子案）

### 第 1 趣旨

理事長の選考、理事長の任期、理事長解任の申出について、法で定めるもの以外の必要事項を定める。

### 第 2 選考の通知

理事長の任期が満了する場合	2ヶ月前	理事長
理事長が辞任し、解任され、 又は欠けた場合	直ちに	副理事長

選考通知



選考会議

### 第 3 推薦の要請

選考会議から経営審議会及び教育研究評議会に期限を付して推薦を要請する。

### 第 4 教員による推薦の請求

教育研究評議会においては、教員による推薦の請求を受けることができる。

その請求は、選考会議の委員を除く教員10名以上の連署をもって、書面により行う。（ただし、複数の者の推薦人になることはできない。）

教育研究評議会においては、請求が適正に行われたと認めるときは、その推薦において、これを尊重する。

### 第 5 推薦

経営審議会及び教育研究評議会においては、推薦書類を添付して、順位を付さずに3名以内の者を推薦する。

### 第 6 選考

選考会議は、推薦された者の中から理事長とすべき者を選考し、理事長又は副理事長に報告する。

### 第 7 任命の申出

理事長又は副理事長は、選考会議の選考に基づき、知事に対し、理事長任命の申出を行う。

### 第 8 理事長の任期

学長となる理事長の任期は4年とし、再任された理事長の任期は2年、再任は1回限りとする。

### 第 9 解任の申出

選考会議は、法に定める解任事由に該当すると考えるときは、理事長の解

任審査を行う。

あらかじめ、理事長には弁明の機会を与え、解任審査を行った結果、解任が適当であると認める場合は、知事に解任の申出を行う。

#### 第10 職員による解任請求

職員は、総数の3分の1以上の者の連署をもって、書面により選考会議に解任審査の実施請求をすることができる。

選考会議は、署名簿及び請求の概要を公表し、請求が適正であることを確認した上で、解任審査を行い、その結果を公表する。

#### 第11 規程改正の特例

この規程の改正は、選考会議の議を経なければならない。